

自然共生部会の設置及び諮問の取扱いについて（案）

○ 部会の設置、諮問の付議及び決議について

諮問案件「川崎市緑の基本計画の改定について」は、専門的な調査・審議を行う必要があることから、川崎市環境基本条例施行規則（以下「規則」という。）第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づく部会として「自然共生部会」を設置するとともに、規則第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づき、具体的な調査・審議を同部会に付議し、同条第 2 項の規定により、付議を受けた部会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。